

日高市申請手数料

<日高市手数料条例に定める金額>

1 開発行為許可申請手数料（法第29条第1項）

開発区域の面積 (ヘクタール)	予定建築物が 自己の居住の用に 供されるもの (自己居住用)	予定建築物等が 自己の業務の用に 供されるもの (自己業務用)	その他 (非自己用)
0.1未満	8,600円	13,000円	86,000円
0.1以上 0.3未満	22,000円	30,000円	130,000円
0.3以上 0.6未満	43,000円	65,000円	190,000円
0.6以上 1.0未満	86,000円	120,000円	260,000円
1.0以上 3.0未満	130,000円	200,000円	390,000円
3.0以上 6.0未満	170,000円	270,000円	510,000円
6.0以上 10.0未満	220,000円	340,000円	660,000円
10.0以上	300,000円	480,000円	870,000円

2 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2第1項）

変更理由	手数料
(1) 設計変更（新たな土地の開発区域への編入のみを原因とする場合は（2）による。）	(1)、(2)、(3)の額の合算額（ただし、870,000円を超えない範囲とする。）
(2) 新たな土地の開発区域への編入を原因とする変更（法第30条第1項第1号～第4号）	
(3) その他の変更	
	10,000円

その他の変更には次のようなものがあります。

- (1) 予定建築物の用途の変更
- (2) 資金計画の変更
- (3) 工事施行者の変更

3 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料（法第41条第2項・法第35条の2第4項）

手数料	46,000円
-----	---------

4 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項）

手数料	26,000円
-----	---------

5 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料
（法第43条第1項）

敷地の面積（ヘクタール）	手数料
0.1未満	6,900円
0.1以上 0.3未満	18,000円
0.3以上 0.6未満	39,000円
0.6以上 1.0未満	69,000円
1.0以上	97,000円

6 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

承認申請の種類	手数料
自己の居住の用に供するもの・自己の業務の用に供するもの（開発区域の面積1ヘクタール未満）	1,700円
自己の業務の用に供するもの（開発区域の面積1ヘクタール以上）	2,700円
その他のもの	17,000円

7 開発登録簿の写しの交付手数料（法第47条第5項）

用紙一枚につき	470円
---------	------

8 開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料（都市計画法施行規則第60条）

手数料	6,000円
-----	--------